

練馬区指定介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス重要事項説明書

令和7年12月1日現在

» 事業所概要 «

(1) 提供できるサービスの種類と地域

法人名	NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
法人ホームページアドレス	https://npo-epuron.org/
事業所	NPOエプロン訪問介護（平成12年4月1日開設）
所在地	〒177-0041 東京都練馬区石神井町8-53-24
電話番号	TEL 03-6915-9325 FAX 03-6915-9316
E-mail アドレス	epronko@extra.ocn.ne.jp
サービス	訪問介護 介護予防・生活支援サービス
練馬区総合事業指定番号	1372002533
提供地域	練馬区
第三者評価の実施状況	未実施

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者 (サービス提供責任者兼務)	介護福祉士	1	0	1
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了者	2 1	0 0	2 1
コーディネーター	介護福祉士 初任者研修修了者	1 0	1 1	2 1
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修修了者等 実務者研修修了者 区総合事業研修修了者	0 0 0 0	14 12 1 4	14 12 1 4

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
サービス提供時間帯	月曜日から日曜日 午前6時から午後10時
休業日	12月29日から1月3日まで

» 当事業所の特徴等 «

- ・NPO法人として営利を目的とせず、利用者の立場に立ったサービスを第一に考えます
- ・チームを組んでサービスにあたります。担当の専任コーディネーターにより、迅速な対応をいたします
- ・利用者のプライバシーを守ります
- ・地域の保健・医療・福祉サービス等と連携したサービスの提供に努めます
- ・援助技術の向上のために、定期的にヘルパーの研修を行っています
- ・介護保険外での自立援助サービスや、障害福祉の居宅介護サービスを行っています

» サービス内容 «

【総合事業訪問介護計画書】を参照

■ご注意 —— 介護保険では次のようなサービスは支給の対象になりません ——

- ① 利用者ご本人が不在の時
※ ご家族接分の場合、訪問中はお二人に在宅していただきます
- ② 利用者ご本人以外の部屋の掃除や、家族のための食事の用意や洗濯など
- ③ 日常の家事の範囲を超える援助（大掃除、窓拭きなど）
- ④ 来客の対応、庭の草取り、花木の水遣り、ペットの世話など
- ⑤ 医療行為
- ⑥ 年金等の管理、金銭の貸借

» 緊急時の対応方法 «

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、別紙「緊急事態に対応するための連絡カード」に記載のある、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします

» サービスについての相談・苦情窓口 «

- ① エプロンの相談・苦情窓口（月曜から金曜 午前9時～午後5時）

※ ご不明な点は何でもご相談ください

電話	6915-9325	FAX	6915-9316
担当	大友 依里（管理者）		

- ② 練馬区の相談・苦情窓口

市区町村の相談・苦情窓口等に苦情申し立てを行うことができます

・担当の地域包括センター（月曜から土曜 午前8時30分～午後5時15分）

地域包括支援センター

・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員（月曜から金曜 午前8時30分～午後5時）

電話 03-3993-1344

- ③ 東京都国民健康保険団体連合会に苦情申し立てを行うことができます

苦情受付専用電話（月曜から金曜 午前9時～午後5時）

電話	03-6238-0177
住所	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11F 東京都国民健康保険団体連合会
担当	介護保険部相談指導課 相談窓口担当10F

» 虐待防止のための措置に関する事項 «

事業所は、虐待防止に関する指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分周知します。従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。虐待防止のための以上の措置を適切に実施するための担当者を選定します。

虐待の防止に関する責任者名 大友 依里（管理者）

» 利用料金について «

<利用料>

- ・練馬区総合事業訪問型サービスを利用する場合、所得に応じて利用料金の1割、2割または3割をお支払いいただきます。料金については別紙「総合事業訪問型サービス料金表」をご覧ください。
- ・練馬区総合事業訪問型サービスのサービス提供時間は、ご利用者様の練馬区介護予防・生活支援サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ・練馬区総合事業訪問型サービスのサービス提供時間は、1回あたり60分以内とします。
- ・週3回以上の利用は、要支援2相当に該当する方に限り提供します。
- ・要介護認定の更新や区分変更の申請を行い、要介護と認定された場合には要介護の契約をさせていただきます。その時には要介護としての初回訪問介護の算定の対象になります。

注) 利用者の保険料の滞納等により保険給付金が事業者(エプロン)に支払われない場合は介護保険適用外の料金をいただきます(基本料金全額に準ずる)

※ サービス提供証明書を発行いたしますので、後日市区町村の窓口に提出されると、差額の払い戻しを受けられる場合があります。

<交通費>

- ・サービスに要した交通費は、実費をいただきます。
- ・訪問に要する交通費は必要ありません(但し、練馬区外の訪問の場合は、実費をいただきます)。

<キャンセル料>

利用者都合でサービスを中止する場合は、下記内容に従い、キャンセル料をいただきます。
キャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	無料
(ご家族按分や月途中からのご利用など、 1回あたりの利用料金でご利用の場合) ご利用の前日午後5時以降にご連絡を頂いた場合	1,000円
(月あたりの利用料金でご利用の場合)	その月に一度も利用が無い場合
ご利用の前日午後5時以降にご連絡を頂いた場合	1,000円/月

※但し緊急の入院、死亡の時にはいただけません

<その他自費サービス>

料金については別紙「総合事業訪問型サービス料金表」をご覧ください。

・アクトつながるケア

エプロンではNPO・ACTと連携し、アクトつながるケア(自立援助サービス)を行っています。アクトは会員制の組織で、会員同士のたすけあいによる地域でのまちづくりを進めています。総合事業では対応できないサービスをご希望の場合はご相談ください。ご利用にあたって、まずはアクトの会員(年会費が必要です)になっていただき、アクトつながるケアの契約をしていただく必要があります。

・プラスサービス

総合事業で算定されない、通院時のヘルパーの待ち時間等について、事前に契約の上ご利用いただけます。

<利用料の支払方法>

- ・原則としてゆうちょ銀行の自動払込にてお支払いいただきます
- ・毎月15日までに前月分の利用料金の内訳を記載した明細書及び請求書をお渡しします
- ・毎月25日に引き落としをいたします。25日に引き落としが出来ない時は、翌月1日に再度引き落としをいたします。金額をお確かめください

<その他>

- ・サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります
- ・練馬区総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合や、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまでに利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。(要介護となった場合は本契約締結日からの要介護の再契約となります)

<保険給付・医療費控除のための証明書の交付>

- ・サービス提供証明書が必要な場合は、いつでもお申し出ください

サービスの利用にあたり、利用者に対して重要な事項及び利用料金について説明しました。

(説明者) 氏名

私は本書面により、これからサービスを受ける訪問介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました

年 月 日

利用者 (住所)

(氏名)

(代理人) (住所)

(氏名)

事業者 (事業者名) NPO 法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
(住所) 〒177-0041 練馬区石神井町8-53-24
(代表者) 理事長 猪狩 英則

事業所 (事業所名) NPO エプロン訪問介護
(住所) 〒177-0041 練馬区石神井町8-53-24